

(編注：末尾の△印は自主返還の対象となった指摘、*印は2件以上を示す)

I. 保険診療等に関する事項

1. 診療録

(1) 診療録

① 保険医は診療録が保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。

② 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に記載すること。

ア 行間を空けた記載がある。

③ 独自の略称(リハビリ)を使用している例が認められたので、略称を使用するに当たっては、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について(令2.3.23保医発0323第5号)」を参照し適切に記載すること。

④ 診療録の整備及び保管状況について不備な例が認められたので改めること。(診療録が散逸しないように適切に編綴すること。)*

⑤ レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に診療録を作成すること。

ア 手書きで加筆する場合に、加筆に必要な空行を設けず、印字横の空欄に記載している。

イ 診療を行った場合に遅滞なく診療録を印刷していない。

⑥ 診療録第1面(保険医療機関及び保険医療養担当規則様式第一号(二)の1)の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

ア 開始年月日、終了年月日及び転帰について記載がない。*

イ 終了年月日及び転帰について記載がない。*

ウ 終了年月日について記載がない。

エ 傷病名が誤っている。*

オ 診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない。

カ 傷病名を適切に整理していない次の例が認められる。

i 整理していないために傷病名が多数となっている。

ii 長期にわたる急性疾患の傷病名がある。

⑦ 病名に係る一連の診療行為が終了した際は、適切に終了とし、再度、同一傷病が確認された際は、あらためて病名を付与すること。

⑧ 診療録第2面(保険医療機関及び保険医療養担当規則様式第一号(二)の2)の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

ア 症状及び所見について記載が不十分である。

歯科

2021年度 個別指導指摘事項 ①

2021(令和3)年度の個別指導指摘事項(歯科)は、長野県保険医協会が個別指導関係行政文書の開示請求で得た関東信越厚生局長野事務所分の各医療機関に対する指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。指導内容については医療機関の診療傾向や患者の状態等、結果通知のみからでは判断できない様々な要因があつて指摘される場合が多い。指摘事項文章のみを取り上げて一律に医学的な是非を問うことはできない。その点に留意の上、参考資料としていただきたい。

イ 症状、所見、診療方針について記載が不十分である。*

ウ 症状、所見について記載が不十分である。

⑨ 患者に対して行った歯周基本検査について、診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

2. 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

① 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 管理に係る要点

② 歯科疾患管理料は、継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者に対して、口腔を一単位としてとらえ、患者との協働により行う口腔管理に加えて、病状が改善した疾患等の再発防止及び重症化予防を評価したものである旨を踏まえ、適切に実施すること。*

③ 文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 口腔の状態(口腔内の状況)

イ 治療方針の概要等(治療の予定等)

④ 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点を診療録に記載していない。△

イ 2回目以降の管理を行う際に、管理計画に変更があった場合において、変更の内容を診療録に記載していない。△

⑤ 算定要件を満たしていない長期管理加算を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 当該管理加算を初めて算定する場合に、患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項について、その要点を診療録に記載していない。△

(2) 歯科衛生実地指導料1

① 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料1を算定している次の

例が認められたので改めること。

ア 情報提供文書に記載すべき指導の実施時刻(開始時刻と終了時刻)、指導を行った歯科衛生士の氏名を記載していない。△

(3) 診療情報提供料(1)

① 医療機関への紹介に当たっては、文書に必要な事項を記載すること。

② 算定要件を満たしていない診療情報提供料(1)を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 交付した文書の写しを診療録に添付していない。△

イ 紹介先の機関を特定していない場合に算定している。△

(4) 新製有床義歯管理料

① 有床義歯の新製又は床裏装を予定し有床義歯床下粘膜調整処置を行い当該処置に併せて歯科口腔リハビリテーション料1「1有床義歯の場合」を算定した月に、別に算定できない新製有床義歯管理料を算定している例が認められたので改めること。△

② 情報提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 欠損の状態*

3. 検査

(1) 歯周基本検査

① 混合歯列期の患者に対して漫然と歯周基本検査を実施している例が認められたので、歯周組織の状態、歯年齢等により、混合歯列期歯周病検査、歯周基本検査の必要性を十分に考慮した上で検査を選択すること。

② 算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 必要な検査のうち歯周ポケット測定(1点以上)、歯の動揺度の結果を

診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。△

イ 1口腔単位で実施していない。△

(2) 歯周精密検査

① 算定要件を満たしていない歯周精密検査を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 必要な検査のうちプラークチャートを用いたプラークの付着状況の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。△

イ 必要な検査のうち歯の動揺度、プラークチャートを用いたプラークの付着状況の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。△

(3) 混合歯列期歯周病検査

① 混合歯列期歯周病検査の実施に際しては、歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石沈着の有無を確認すること。

(4) 電気的根管長測定検査

① 算定要件を満たしていない電気的根管長測定検査を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 検査結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。△

4. 画像診断

(1) 診断料

① 歯科エックス線撮影を行った場合に、診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 写真診断に係る必要な所見

② 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯科エックス線撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。△*

5. リハビリテーション

(1) 歯科口腔リハビリテーション料1

① 算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料1「1有床義歯の場合」を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 調整方法及び調整部位又は指導内容の要点を診療録に記載していない。△

次回は6. 歯周治療から掲載。

歯科書籍案内



『歯科保険診療の研究 2022年4月版』

A4判 約280頁/発行：全国保険医団体連合会

会員価格：5,600円 定価：8,000円 2022年4月発刊

日常診療に必要な点数と要点をわかりやすく解説。カルテ、レセプトの記入例も掲載し、本書一冊で歯科保険診療の理解が深まります。

※開業医会員には4月下旬に1部無料分発送済みです。